

令和7年度
事業計画書

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

目 次

	頁
1 つながり、支え合える地域づくりの推進	4
1. 課題解決に向けた仕組みづくりの推進強化	
2. 地域におけるボランティア活動や住民活動の推進	
3. 地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動支援	
2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進	8
1. 低所得世帯に対する資金貸付と総合相談機能の強化	
2. 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するため、一人ひとりの権利を擁護する取り組みの推進	
3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進	12
1. 福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着の推進	
2. 福祉サービス事業従事者のすそ野を広げる取り組みの推進	
3. 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援	
4 暮らしの安心を支える体制強化の推進	19
1. 福祉サービス事業所の基盤強化を支援	
2. 福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進	
5 県社協の基盤強化への取り組み	23
1. 法人経営の基盤強化を推進	
2. 地域福祉の総合拠点としての情報発信機能を強化	
3. 各関係団体と連携した取り組みを促進	

凡例： 新規→新規事業 継続→継続事業

令和 7 年度事業計画

新型コロナウイルス感染症が 5 類へ移行した令和 5 年度以降、地域住民を取り巻く生活環境は次第に落ち着きを取り戻しつつあります。一方で、少子高齢化の進行に加え、コロナ禍による影響も相まって、住民同士のつながりや支え合いの機能が低下した地域も少なくありません。また、団塊世代が後期高齢者となる「2025 年問題」が到来し、出生数の 9 年連続過去最低更新など、急激な社会変化が進む中で、地域福祉の担い手として社会福祉協議会をはじめとする社会福祉関係者への期待が一層高まっています。

こうした状況のもと、地域共生社会の実現に向けた取り組みが急務となっています。包括的な支援体制の整備や権利擁護、地域課題の解決に向けた仕組みづくり、さらには福祉教育の推進を通じて、社会的孤立や生活困窮といった新たな福祉課題の解決を図る必要があります。県社会福祉協議会としては、市町社会福祉協議会への支援を一層強化するとともに、県行政や社会福祉施設、CSO との連携を深め、地域の実情に即した事業を展開してまいります。

令和 7 年度の重点事業として、昨年度に引き続き、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付を受けた世帯の状況を把握し、生活再建に向けたフォローアップ支援を強化します。また、2025 年問題の到来に伴い、福祉サービスの需要が増大・多様化する中で、介護や保育を中心とした福祉人材の不足がより深刻化すると考えられます。この課題に対応するため、福祉人材センターにおける相談支援を充実させるとともに、若年層へのアプローチとして SNS を活用した効果的な情報発信による人材確保にも取り組みます。さらに、福祉・介護従事者の定着と質の向上を目的とした研修の充実を図るだけでなく、地域共生社会の実現に欠かせない地域の担い手づくりを支援するため、新たな研修体系を構築し、実施してまいります。

加えて、令和 6 年度に設置した災害福祉支援センターにおける佐賀 DWA T や災害ボランティアセンターの運営支援に係る取り組みを強化し、要配慮者を含めた被災者支援体制の推進を図ります。特に、平時においては、実践的な研修実施等により体制整備を推進し、災害発生時及び生活復旧期に、協働して円滑な支援が実施できるよう、県行政や市町社会福祉協議会、社会福祉施設、CSO、企業等の多様な関係者との連携を強化していきます。

令和 7 年度も、「誰もが住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献する」という本会の基本理念の実現を目指し、地域福祉の向上に努めてまいります。

【令和 7 年度重点項目】

- 1 生活福祉資金特例貸付の借受世帯等へのフォローアップ支援事業の強化
- 2 新たな研修体系の構築と実施による地域共生社会実現に必要な福祉人材の定着・育成機能強化
- 3 被災者支援活動の円滑な展開に向けた「災害福祉支援センター」の取組み

基 本 理 念

私たちは、年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、
県民誰もが住み慣れたまちで
安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献します。

スローガン

ともに寄り添い　ともに築き　ともに輝く　地域づくり

基 本 目 標

- 1 つながり、支え合える地域づくりの推進
(地域の福祉力向上に向けた支援)
- 2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進
(個の支援の推進)
- 3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進
(担い手づくりの推進)
- 4 くらしの安心を支える体制強化の推進
(福祉サービス事業者の支援)
- 5 県社協の基盤強化への取り組み
(法人の基盤強化)

SDGs の 17 の目標と社会保障・社会福祉との関わり

SDGs の目標		社会保障、社会福祉との関わり
	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	生活困窮者自立支援 子どもの貧困への対策 生活保護、生活福祉資金貸付制度
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	子どもの貧困への対策（子ども食堂 フードバンク等） 生活困窮者自立支援 ホームレスへの支援
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	統合的な医療・福祉サービスの提供 福祉活動の推進 介護予防
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	生活困窮者自立支援 子どもの学習支援活動
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	困難を抱える女性への支援 特定妊婦への支援 母子生活支援施設における母子への支援
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	生活困窮者自立支援 ホームレスへの支援
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	生活困窮者支援 エネルギー効率の改善
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	福祉人材の確保・育成 働き方改革等による人材の定着支援 外国人人材
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	ICT、AI 等の活用による介護サービス等の提供
	各国内及び各国家間の不平等を是正する	ソーシャル・インクルージョンの視点に立った福祉サービスの提供 障害者差別解消法による障害者差別の解消
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	地域共生社会によるまちづくり
	持続可能な消費生産形態を確保する	持続可能な消費の意識の醸成
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	災害への備え、災害時福祉支援、DWAT
	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	持続可能な消費の意識の醸成
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	持続可能な消費の意識の醸成
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	社会福祉法人としての社会的責任の発揮 情報開示、第三者評価事業、苦情解決事業
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	社会づくりのプラットフォームとしての社会福祉協議会、広域な連携による地域公益活動を実施する社会福祉法人、地域住民のひとりとして地域住民に最も近い立場で寄り添う民生員・児童委員の連携による地域のネットワークの構築 ⇒地域共生社会の推進

（出典：全社協 福祉ビジョン改訂作業委員会整理、2020 年 2 月時点）

1 つながり、支え合える地域づくりの推進

＜基本目標＞

市町社協や民生委員・児童委員等、様々な団体や地域住民等との連携・協働のもと、求められる支援や新たな取り組みの実践を図り、地域住民がともにつながり、支え合う地域づくりを推進します。

1. 課題解決に向けた仕組みづくりの推進強化

＜取り組み概要＞

国が進める「地域共生社会」を実現するためには、各市町において、地域住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決を図ることを目指した、包括的な支援体制が整備されることが重要です。

その中で、市町社会福祉協議会が地域福祉推進の中核として期待される役割を果たすためには、地域住民が抱える複雑化・複合化した生活課題を市町社協が的確に把握し、それぞれの地域特性を活かしながら、解決に向けた独自の仕組みづくりに取り組むことが求められます。

本会では、市町社協が地域生活課題の解決に向けた仕組みづくりを効果的に取り組むことができるよう、今後社協が取り組むべき活動の方向性や課題解決の具体的な方法、それを実現できる適正な法人運営等についての実践的な研修や会議、助成事業の実施等を通じ支援します。



（１）地域の課題解決に向けた仕組みづくりのための支援

継続
新規

ア. 地域の課題解決に向けた仕組みづくり

（ア）社協と社会福祉法人（福祉事業所）、CSO、民生委員・児童委員による県域プラットフォームの構築

- a プラットフォーム構築に向けての関係者会議の開催（年２回）
- b 設立記念セミナーの開催（年１回）
- c 各所属団体ごとの会議や研修等における事業の理解促進（随時）

（イ）地域の課題把握と解決のための支援の実施

各市町社協が自地域の実態と課題を的確に把握するとともに、効果的な課題解決の取り組みを社協・社会福祉法人・CSO・福祉事業所等とともに実施できる体制づくりを支援します。

- a プラットフォーム構築に向けてのプロジェクトチームによる検討（年３回）
（市町社協における実態・課題把握と課題解決に向けての取り組みの検討）
- b 課題解決に向けた取り組みに関する研修会の開催（年１回）
（課題の共有とエリアごとのネットワークづくり）

（ウ）課題解決実践プロジェクト助成事業の実施

既に各市町社協が把握している課題を解決するための仕組みについて、具体的な事業展開に向けた助成事業を実施します。

●助成対象テーマ（特に、孤独・孤立対策に寄与するものを優先）

- ・総合生活支援（移動支援、金銭管理支援、通院・入院支援、居住支援、終活支援等）
- ・ひきこもり支援 ・ケアラー支援（ヤングケアラー・ダブルケア）
- ・生活困窮者支援（子どもの貧困に関する支援も含む） ・虐待、DV等に関する支援
- ・その他市町独自で特に解決したいと考える課題

●助成額 １事業につき 300,000 円以内 ●助成率 9/10

●助成事業数 ５事業程度

●助成対象 市町社協（エリアでの実施事業は幹事社協に助成）

新規

（エ）孤独・孤立対策推進のための研修会の実施

- a 「ひきこもり・不登校」を理解するための講演会・イベントの開催（鳥栖市社協との共催事業）
令和７年 11 月 28 日（金）・29 日（土） / サンメッセ鳥栖

継続

イ. 包括的な支援体制整備の推進

- (ア) 重層的支援体制構築に向けての支援の実施
 - a 重層的支援体制整備事業後方支援事業の実施（県委託：予定）
- (イ) 地域包括ケアシステム体制整備の推進
 - a 生活支援コーディネーター養成研修会の開催（県委託：年2回）

継続

ウ. 会議等の開催

- (ア) 市町社協 事務局長会議（2月）
- (イ) 市町社協 エリア別地域福祉担当職員連絡会議（12月）
- (ウ) 市町社協 個別訪問ミーティング（6～7月）

継続

エ. 地域福祉活動を推進するための調査及び各種会議・研修等への参加を通じた情報収集

- (ア) 各市町社協データベースの更新・管理（kintone活用）
- (イ) 全国・九州ブロック等の各種会議・研修への参加

継続

オ. 市町社協・社会福祉施設に対する寄贈物品の受付及び寄贈による地域福祉活動の推進

（2）市町社協の適正な法人経営支援の強化

継続

ア. 市町社協の法人経営に関する戦略の検討支援

- (ア) 経営分析に関する研究会（年3回）
- (イ) 市町社協「中期経営計画」策定についての研修会（年2回）

イ. テーマ別研修会の開催

- (ア) 社協人財の確保・育成・定着に関する研修会（年1回）
- (イ) 社協理事・監事・評議員セミナー（年1回）

継続

ウ. 法人経営に関する相談対応（随時）

（3）市町社協役職員のコミュニティソーシャルワーク力の強化

継続

ア. 市町社協役職員研修の開催

- (ア) 市町社協 職員パワーアップゼミ（全日程：7日間）
- (イ) 市町社協 常務理事・事務局長セミナー（年1回：1泊2日）
- (ウ) 香川県内社協との合同研修会（佐賀県で開催：1泊2日）

継続

イ. 市町社協実践発表会の開催（年1回）

継続

ウ. 市町社会福祉協議会職員連絡協議会設置運営

2. 地域におけるボランティア活動や住民活動の推進

<取り組み概要>

地域共生社会を実現するためには、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域づくりが求められます。そのためには、住民の生活の場である地域社会に「排除しない」、「ともに生きる」という意識が共有されることが重要です。

このことから、福祉に対する子どもたちの関心を高め、地域活動への参加を通して子どもたちの人間形成に資することができるよう、福祉教育の取り組みを進めます。

また、地域の生活課題を解決するための取り組みに様々な立場の住民が参画できるよう、ボランティア活動等の情報発信を強化するとともに、ボランティア活動の活性化を図るための研修や、災害時に被災された地域住民の生活復旧のための取り組みを円滑に取り組むことができるよう、市町社協職員を対象とした研修等を実施します。



(1) 福祉ボランティアセンターにおけるボランティア活動・住民活動の推進

地域での支え合う関係やつながりの再構築を実現するため、次の事業に取り組みます。

継続

ア. ボランティア活動活性化研修会の開催（はばたけボランティア：県ボラ連と共催）

継続

イ. 県内ボランティア活動の情報収集と情報提供

（ア）効果的な情報収集・情報発信についての検討

継続

ウ. ボランティア活動保険事務

継続

エ. 佐賀県ボランティア連絡協議会の設置運営

継続

オ. 「24 時間テレビチャリティー募金」活動支援

(2) 福祉教育実践のための支援の強化

佐賀県内社協として「社協が取り組む福祉教育とは何か」を明確にし、市町社協がそれぞれの地域で学校や地域とともにより効果的な「福祉教育」の実践が展開できるよう次の事業に取り組みます。

継続

ア. 「福祉教育実践チーム」の組織化と活動支援

イ. 社協が進める福祉教育実践研究会の開催（年 3 回）

(3) 社協における被災者支援活動の推進

災害ボランティア活動のみに留まらず、被災された地域住民に寄り添う被災者支援を市町社協が当該地域で円滑に取り組むことができるよう、次の事業に取り組みます。

継続

ア. 市町社協職員を対象とした研究会や研修会の開催

（ア）“佐賀モデル”の被災者支援活動についての研究会（年 3 回）

（イ）市町社協災害ボランティアセンター設置・運営研修会（年 3 回）

（ウ）市町社協災害マネジメント研修会（年 1 回）

（エ）市町社協災害ボランティアセンターに関する市町社協間情報共有会議（年 1 回）

イ. 被災者支援活動のための体制整備

（ア）“災害福祉支援センター業務対応マニュアル”の更新（随時）

（イ）災害ボランティア活動に係る資機材ストックヤードの適切な管理運営（通年）

新規

（ウ）企業や関係団体等に対する災害ボランティア活動等への協力要請活動の実施（随時）

新規

（エ）災害福祉支援センター職員の力量向上のための研修会の実施（年 3 回程度）

3. 地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動支援

<取り組み概要>

地域社会における課題が多様化、深刻化するなかにあつて、自らも地域の一員でありながら、住民の最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっており、民生委員・児童委員に対する社会的理解を進め、活動しやすい環境の整備を進めていくことが必要です。

このことから、民生委員・児童委員活動に関する広報活動の強化と、民生委員・児童委員が住民に寄り添いながら課題の解決に向けた役割を果たしていくために求められる幅広い知識や実践力を効果的に習得できるような研修に取り組みます。

また、民生委員・児童委員が市町社協とともに地域福祉を進める両輪として今後もその力を十分に活かすことができるよう、佐賀県民生委員児童委員協議会の運営や互助共励事業の適切な運用を通して民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。



(1) 民生委員・児童委員活動の支援の強化

民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を推進するため、次の事業に取り組みます。

継続

ア. 民生委員互助共励事業

- (ア) 総合相談事業(心配ごと相談事業等)相談員研修会の開催
- (イ) 指定民協育成事業
- (ウ) 民生委員互助事業

継続

イ. 民生委員・児童委員研修事業(県受託事業)

- (ア) 単位民児協会長研修会の開催 (年1回)
- (イ) 新任民生委員児童委員研修会の開催 (年1回: 2ヶ所)

継続

ウ. 民生委員・児童委員活動に関する広報活動(県民児協・県社会福祉課と共催)

- (ア) 「民生委員の日(5月12日)」を中心とした広報活動の実施
- (イ) インターネットを活用した広報活動についての検討

継続

エ. 佐賀県民生委員児童委員協議会の設置運営

2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進

＜基本目標＞

生活上の困りごとを抱えた地域住民に丁寧に寄り添いながら、それぞれが抱える課題の解決に取り組みます。

1. 低所得世帯等に対する資金貸付と相談援助の強化

＜取り組み概要＞

複雑な生活課題を抱える低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、経済的に厳しいひとり親家庭や社会的養護が必要とされる児童に対して、経済的自立及び生活意欲の助長等を促進し生活の安定を図ることを目的に、適切な相談支援を行うとともに、必要な資金の貸付を実施します。

また、コロナ禍で経済的に困窮した人を対象に「緊急小口資金等生活福祉資金特例貸付」（以下「コロナ特例貸付」）は、令和5年1月より返済が始まりましたが、依然として生活の安定を取り戻すことができず、不安定な生活を余儀なくされている世帯が多く存在しています。借受人のみの生活課題だけでなく、その世帯の親や子ども等が抱える複雑化した課題も多くあり、世帯を丸ごと支えていく必要があります。生活が困難な世帯には、本会の組織全体で支援する必要があり、フォローアップに取り組む支援チームを発足し、市町社協及び関係機関と強力に連携しながら複雑且つ困難な課題の解決に向けた取り組みを実施します。合わせて、必要に応じ生活自立支援センター等の関係機関と情報を共有し他の制度に繋ぐなど、借受人の世帯に寄り添った丁寧な相談支援を実施します。



（1）包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進

継続

ア. 生活福祉資金貸付事業

本会を実施主体に各市町社協が相談及び受付窓口となり、民生委員や生活困窮者自立支援機関との連携・協力を得ながら、必要な相談援助並びに資金の貸付を行い自立の促進を図ります。

- （ア）総合支援資金 貸付見込 15 件
（生活支援費 5 件、住宅入居費 5 件、一時生活再建費 5 件）
- （イ）福祉資金 貸付見込 30 件（福祉費 10 件、緊急小口資金 20 件）
- （ウ）教育支援資金 貸付見込 20 件（教育支援費 10 件、就学支度費 10 件）
- （エ）不動産担保型生活資金 貸付見込 1 件
- （オ）要保護世帯向け不動産担保型生活資金 貸付見込 2 件
- （カ）貸付事業の概要の理解や相談援助技術の資質向上のための研修（7 月予定）
- （キ）生活福祉資金貸付審査等運営委員会の開催（随時）
- （ク）不動産担保型生活資金審査委員会の開催（随時）

継続

イ. 臨時特例つなぎ資金貸付事業

公的給付制度または公的貸付制度の申請をしている住居のない離職者に対し、給付金または貸付金の交付を受けるまでの生活費を貸付し自立の促進を図ります。

継続

ウ. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金や就職準備金の貸付を行い自立の促進を図ります。

- （ア）入学準備金貸付 500 千円（上限） 貸付見込み 10 件
- （イ）就職準備金貸付 200 千円（上限） 貸付見込み 5 件
※養成機関を修了し、且つ資格取得した日から 1 年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に 5 年間従事することで償還免除。
- （ウ）住居費支援資金 1 世帯当たり入居している住宅の家賃の実費（上限 40 千円×12 ヶ月間）
貸付見込み 80 件

継続

エ. 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

児童養護施設等を退所した方が、進学や就職をするための生活基盤の安定を図る為に、家賃及び生活費等の貸付を行い自立の促進を図ります。

(ア) 生活支援費

a 進学者 月額 50 千円（大学等に在学する期間） 貸付見込み 3 件

(イ) 家賃支援費

a 進学者 1 ヶ月あたりの家賃相当額（生活保護制度上の住宅扶助費を限度）を
大学等に在学する期間貸付 貸付見込み 3 件

b 就職者 1 ヶ月あたりの家賃相当額（生活保護制度上の住宅扶助費を限度）を
施設退所後等 2 年間貸付 貸付見込み 11 件

※5 年間就業することで償還免除

(ウ) 資格取得支援費 250 千円（上限） 貸付見込み 2 件

※卒業又は資格取得後、2 年間就業することで償還免除。

(2) 相談支援の充実と債権管理の強化

継続

ア. 相談支援及び関係機関との連携強化

相談者の窓口となる市町社協に対して、相談者の生活課題に寄り添いながら支援ができるよう相談援助の強化を図ります。また、相談者が抱える諸課題の解決のために、市町社協をはじめ生活自立支援センター等の各関係機関と連携しながら相談機能の強化を図ります。

継続

イ. 債権管理の強化

適切な貸付事業運営のために、債権管理の強化に努めるとともに、所在不明等による長期滞納者の追跡調査を行い、返済能力や生活状況等の実態調査を強化します。また、回収が難しいと判断される債権については、十分な調査・審査のうえ、適切に支払い免除等の措置を講じます。

(ア) 市町社協と連携し滞納債権の借受人等に対し償還意欲の向上促進

電話連絡、面接調査、世帯訪問調査

(イ) 住民票調査の実施、督促状及び配達証明・内容証明付督促状の送付

(ウ) 長期滞納債権の実態調査及び適切な債権整理

継続

ウ. 特例貸付の免除と償還

7 年度から外部委託のコールセンターを事務局内に移し、本会と市町社協が直接連携して、借受人からの償還困難等の相談、緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付・延長貸付、再貸付）の償還免除、猶予等の手続きについて引き続き周知を図ります。また、償還が必要な方に対しては、全国の金融機関が登録可能な口座振替サービスやコンビニエンスストアで支払可能な払込票の利用、手数料の本会負担等で支払いやすい環境を継続します。居住先が不明となった借受人には電話による住所確認や住民票調査を行います。

電話が繋がりにくい借受人や文書通知に対して反応が無い借受人に対しては、携帯電話のショートメールサービスを利用した対応の強化を図ります。

(ア) 償還関連通知発送・行方不明者居住地調査

(イ) 償還免除判定及び償還口座情報の登録処理

依頼書等審査及びデータ管理・住所変更処理・不備書類再依頼及び進捗管理

(ウ) 債権管理

償還残額のお知らせ・入金データ消し込み・引落不能対応・住民票調査・

滞納者対応・破産手続き対応・繰り上げ償還対応・償還完了処理

継続

エ. 特例貸付借受人世帯へのフォローアップ支援の強化

特例貸付の償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、次のフォローアップを行うとともに、相談・支援に必要な市町社協の体制整備の支援を行います。

また、世帯状況把握のための訪問調査時に携帯した情報端末で借受人の償還状況の確認や対応履歴の記録入力等が可能なクラウドサービス（福祉フォロークラウド）を活用し、市町社協におけるフォローアップ記録の管理、借受人状況の把握など情報を共有し業務の効率化を図ります。

(ア) 市町社協の役割（業務委託）

- a 専任相談員等の設置による借受人世帯等への相談支援
- b 生活自立支援センター等との連携による借受人世帯等への電話及び訪問等による相談支援
- c 借受人世帯等において困難を有する人への個々の状況に応じた制度や福祉サービスへつなぐため他機関との連携
- d 借受人世帯等への償還猶予や償還免除、少額償還の勧奨と申請支援
- e 各市町社協管外へ転居した借受人世帯等に関する支援情報の供与
- f その他、借受人世帯等のニーズに対応した生活支援等

継続新規 (イ) 社協の役割（コロナ特例貸付フォローアップ支援チームによる支援）

- a 償還困難な世帯の償還猶予・免除等の協議を適宜実施
- b 本会内部で定期的に情報共有（困難事例の支援会議等の実施）を図り市町社協へフィードバック
- c 生活困難な借受人世帯へ市町社協と同行訪問の実施
- d 本会各課の各種事業において、福祉的支援の必要性等の協議

2. 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するために一人ひとりの権利を擁護する取り組みの推進

<取り組み概要>

認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方たちを社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっています。

このことから、全ての地域住民が、自らの意思により、自分らしく暮らし続けることができるよう県社協及び各市町社協における権利擁護に関する総合的な相談支援体制を強化します。

また、判断能力に不安を持つ方が、福祉サービスを利用しながら安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続き支援や金銭管理のための福祉サービス利用援助事業を実施します。

認知機能の低下等により、成年後見制度の利用が必要とされる方に対しては、適切に成年後見制度の利用に繋ぐことができるよう、成年後見制度利用促進に向けた取り組みを強化します。

また、判断能力は充分であっても、身寄りがいない、近くに親族がいない等の理由により、自分が希望する人生の終え方を誰にも託すことができないなど、不安を抱える高齢者も増えていることから、このような方々の自己決定権を尊重するという視点に立ち、エンディングノートの作成や葬儀・遺品整理の代行等、市町社協における終活支援に関する取り組みを推進します。



(1) 福祉サービス利用援助事業の実施による権利擁護の推進

継続 ア. 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート事業）の実施

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス利用の援助等を行います。

(ア) 市町社協への事業委託による福祉サービス利用援助事業サービスの提供

利用契約者数（令和7年度末見込）460件（うち新規契約見込み90件）（解約見込み70件）

(イ) 契約締結審査会の開催・・・年6回開催

(ウ) 福祉サービス利用援助事業従事者等に対する研修会の開催

- a 専門員研修会（10月）
- b 専門員エリア別研修会（7月）
- c 生活支援員研修会（12月）

(2) 権利擁護事業の推進

市町社協における総合的な権利擁護の取組の充実を図るため、次の事業に取り組みます。

新規

ア. 成年後見制度利用促進協議会の運営 (年2回) (県委託：予定)

継続

イ. 成年後見制度の利用促進に関する研究会等の開催

市町社協における権利擁護、成年後見制度に関する取り組みについての意見・情報交換や勉強会の開催

(ア) 法人後見事業の取り組みに向けた勉強会 (年2回)

(イ) 「中核機関」設置社協間 情報共有会議 (年1回)

継続

ウ. 終活支援に関する取り組みの推進

(ア) 市町社協における終活支援事業に関する勉強会 (年1回)

3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進

＜基本目標＞

市町社協や福祉サービス事業所、学校・養成施設等との連携・協働を密にして、地域づくりや福祉サービス提供の担い手となる幅広い人材の確保や育成に取り組みます。

1. 福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着の推進

＜取り組み概要＞

少子高齢社会において、生産年齢人口は減少している中、人々の暮らしを支える福祉サービスの需要は増大・多様化し、介護や保育を中心に、サービス提供の担い手である福祉人材不足は年々深刻化している状況が続いており、福祉サービスの質の低下や、事業所運営体制の維持、福祉の基盤に影響を及ぼすことが懸念されています。

そうした中で、福祉サービス利用者の福祉の向上に資する福祉・介護人材の確保、育成、定着、環境改善に向けた支援は、福祉人材センターの機能と社協の強みである福祉関係者との連携・協働のもと、無料職業紹介機能の強化をはじめ、多様な福祉人材確保事業にこれまで以上に積極的かつ丁寧に取り組むことが急務となっています。

福祉人材センターでは、こうした状況を踏まえ、社協ネットワークの有効活用等、より効果的な事業に取り組みます。



【福祉人材の確保・育成・定着への取り組み】

- 福祉人材センター、保育士・保育所支援センター機能の充実を図り、地域づくりや質の高い福祉サービス提供の担い手づくりを引き続き推進し、WEB相談の導入を含めた無料職業紹介事業や就職フェア、職場説明会、再就職支援研修等、求職者、人材を必要とする福祉現場の声に寄り添ったきめ細やかなマッチング支援を行います。
- 福祉人材育成に当たっては、「福祉の仕事」に興味を持っている学生・生徒をはじめ、将来を担う若い世代に向け、セミナーや職場見学会等の事業及び情報提供を通して、福祉・介護職の姿や仕事についての情報・魅力の発信を積極的に行い、志をもった質の高い人材の育成・確保を目指していきます。
- 福祉人材の養成については、引き続きこれまで佐賀県社協が行っていた福祉に関わる様々な研修事業の一元化及び体系化に向けて取り組みます。特に、佐賀県社協の各課または事務局を置く各種別協議会において実施していた研修テーマや内容、受講対象者の重複をなくすなど整理・調整するとともに、ぜひ受講したいと思える魅力ある研修を目指して、各課横断的なプロジェクトチームにおける協議・検討を踏まえた研修内容の充実を図ります。また、県内外の有識者及び関係者で構成された運営委員会を開催することで、本会における研修内容を見直すとともに、県域での研修情報の収集とその発信に努め、効果的な福祉人材の養成を図ります。

（１）求職者支援機能の強化

継続 ア. 福祉人材センター運営事業

（ア）福祉人材無料職業紹介事業

a 職業紹介業務の実施、ハローワークとの連携強化

ハローワーク担当者、労働局との定例ミーティングの実施

b 県・市町、ハローワーク主催の就職相談会等との連携（随時）

c 福祉人材養成機関（介護職員初任者研修等）との連携した職場説明会・相談会の実施

新規 d 県内養成施設（福祉系大学等）との連携・協力体制の構築

福祉分野において相互に連携・協力した、不足する福祉人材の育成・確保・定着の強化推進

e 学生・生徒（福祉系大学・短大・専門学校及び小・中学校・高校等）、教諭や保護者などに対する福祉の仕事、福祉人材センターの周知・活用促進

f 関係機関（福祉施設・事業所、団体、学校等）との連携強化

g 福祉人材情報（求人・求職）COOL システムの運用、SNS を活用した求人・イベント等の情報提供

- (イ) 人材確保事業
 - a 福祉の仕事合同就職面談会（年２回：ハローワーク共催）の開催の開催
 - b 個別福祉の職場説明会の開催及びWEB導入支援
 - c 福祉の職場見学会の実施（随時見学及びオンライン形式）
 - d 教育機関、教育現場（中学、高校、短大、大学）と連携協力・協議の場への参画による教員等指導者に対する福祉の理解促進・情報提供
- (ウ) 福祉従事者研修、福祉の資格取得方法等情報提供、潜在有資格者の呼び戻し推進
 - a 求人・求職情報、施設・事業所案内、資格取得方法、福祉従事者研修案内
 - b 施設・事業所における円滑な人材確保支援、求職者への求人情報提供の強化
- (エ) 介護の資格届出制度推進による介護福祉士等の有資格者サポート及び呼び戻し
- (オ) 定年退職者を中心としたシニア層への福祉の仕事への働きかけ強化（シルバー人材センター等とタイアップ）
- (カ) 運営委員会の開催

福祉人材センターの事業運営を円滑且つ効果的に実施できるよう委員会を開催

継続

イ. 保育士・保育所支援センター運営事業

- (ア) 求職者と雇用者のニーズ調整や相談支援等
 - a 潜在保育士の発掘と保育所等への就労に関する相談支援
 - b 保育所等に関する募集採用状況の把握
 - c 求職者のニーズに合った就職先の情報提供
 - d 求職者と雇用者双方のニーズ調整
 - e 保育士資格取得希望者や保育所等に勤務する保育士からの相談対応
- (イ) 潜在保育士に対する研修の開催

保育士資格をもちながら保育現場を離れている方を対象に、保育所等の再就職に必要な知識や技術を提供するとともに、就労に向けた情報交換の場を設けます。
- (ウ) 保育士就職面談会の開催

保育所等への就職を希望する保育士等を対象に、保育所等の就職担当者による就職面談会を開催
- (エ) 保育所等見学会の開催

保育所等への就職を希望する潜在保育士や現役保育士、学生等を対象に、保育所等の見学会を開催
- (オ) 保育士就労体験活動の推進

保育士資格を持ちながら保育現場を離れている方等を対象に保育所等の就労体験を提供
- (カ) 保育士養成校と連携した学生の保育士就職支援
- (キ) 広報活動

事業告知を情報誌へ掲載、ホームページ・SNSを活用した広報活動を展開
- (ク) 事業委員会の開催

保育士・保育所支援センター事業の運営を円滑且つ効果的に実施できるよう委員会を開催

継続

ウ. 福祉・介護人材マッチング支援事業

- (ア) キャリア支援専門員による就職相談等の実施
 - a 福祉人材養成校及び県内ハローワークとの連携

県内ハローワークへの出張相談（WEBでの相談実施や介護事業所説明会との同日開催等）、ミニ就職面接会・介護の日関連イベントとの連携、開催時の相談コーナー設置等
 - b ショッピングモールでの福祉の仕事出張相談会の開催
 - c 福祉施設・事業所及び福祉人材養成校の巡回訪問、相談・情報提供
 - d 関係機関（施設・学校等）との連携
- (イ) 福祉・介護事業所就職面談会（エリア別ミニ就職フェア）の開催

福祉・介護分野への就職希望者を対象に、福祉事業所の人事担当者と直接、個別面談を行う機会

新規

を設けることにより福祉人材確保の促進を図ります。

(ウ) 福祉・介護のお仕事の魅力発信事業

a 高校生福祉セミナー、高校生介護技術コンテスト共催セミナーの開催等

福祉・介護に興味がある生徒を対象に、福祉に関する講演や高校生・大学生等の意見交換会を通して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるセミナー等を開催。

・対象：高校生、高校教諭、保護者等

・共催(予定)：佐賀県高等学校教育研究会福祉部会、福祉系大学・短大

新規

b 若年層等ターゲット別の情報提供

佐賀県高等学校教育研究会福祉部会等との連携、県内短大・大学オープンキャンパス等での情報提供

(エ) 福祉施設・事業所就職体験活動(見学会等)の促進

福祉の仕事に興味がある学生や福祉分野への再就職を希望される方々の就労への不安を軽減するために、施設内を見学できる機会を提供するなど、求人求職のスムーズなマッチングを促進します。

また、福祉の仕事を目指して学びたいという高校生を対象に、授業の一環としたオンライン活用の福祉の仕事紹介・施設見学を実施します。

(2) 福祉サービス事業従事者の支援機能の強化

継続

ア. 人材養成研修事業

新規

(ア) 研修部門再構築に向けた取り組み

福祉の職場においては、福祉サービスを担う人材(福祉人材)の資質が、直接そのサービスの質の向上につながるため、福祉人材育成と定着支援のための研修は特に重要なものとして捉えており、各課横断的なプロジェクトチームにおいて協議を行うとともに、県内外の有識者及び関係者による運営委員会での協議を踏まえ、佐賀県社会福祉協議会全体の研修体系の再構築と研修内容の充実を図ります。

(取組内容)

①福祉従事者研修情報の収集・整理

(県社協内、県内福祉研修実施機関、階層・課題別等の内容別等)

②福祉担当各課、種別協議会との連携及び研修に関する検討会議の開催

③福祉従事者研修体系の構築

④研修部門再構築に係る運営委員会の開催(適宜)

⑤本会及び県内研修情報の発信

(イ) 福祉人材養成研修

福祉人材の養成に向け、受講対象者ごとに分類した下記の研修について実施する。

※それぞれの研修テーマ及び内容については、県内福祉施設において職員に受講させたい研修についてのアンケートを実施するとともに、施設種別協議会における研修ニーズを収集し、企画・開催します。

a 階層別研修：就労年数等に応じた対象者ごとのスキルアップ向上を目指した研修

例) 新任職員研修、中堅職員研修、指導的職員研修等

b 分野別研修：テーマに特化した専門スキル向上のための研修

c 障がい福祉関係研修：障がい福祉に関する研修【再掲】

d こども関係研修：児童福祉に関する研修【再掲】

e 介護看護職員研修：介護職員が必要な知識や技術を習得するための研修【再掲】

f 社会福祉法人関係研修：社会福祉法人の経営に必要な知識の習得や業務の質の向上のための研修
→例) 地域貢献活動に向けた研修会【再掲】

g 資格取得サポート研修：介護支援専門員実務研修受講試験受験対策講座等

h 災害福祉支援ネットワーク研修：佐賀DWA T研修【再掲】

- i 職場内研修サポート事業：各社会福祉法人・施設等における職場内研修の実施にあたって、研修テーマに合う講師の選定・派遣から研修開催までをサポート。
- j 社会福祉協議会職員等関係研修【再掲】
- k 民生委員・児童委員関係研修【再掲】
- l ボランティア関係研修【再掲】

継続 イ. 介護支援専門員実務研修受講試験の実施（県指定事業）

（ア）第 28 回佐賀県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 試験日：10 月上旬（予定）

項 目	令和 7 年度 目標値	令和 6 年度 実績値※1 月末
・介護支援専門員実務研修受講試験合格率	28%	25.9%

2. 福祉サービス事業従事者のすそ野を広げる取り組みの推進

<取り組み概要>

福祉、特に介護・保育分野の慢性的な人手不足、コロナ禍による人手不足や雇用情勢の変化の中、その確保・定着に向け、引き続き、介護福祉士や保育士を目指す学生を対象とした「修学資金」の貸付を行うとともに、離職介護人材を対象とした「再就職準備金」や他業種から転職して介護分野や障害福祉分野の介護職に就かれる場合の「就職支援金」など、センターの職業紹介事業などとリンクした貸付を行い、必要な福祉人材の安定的な確保に向けた中長期的・継続的視点に立った取り組みを行います。



（1）福祉の仕事の魅力を届ける取り組みの強化

継続 ア. 福祉・介護人材マッチング支援事業（再掲）

- （ア）キャリア支援専門員による就職相談等の実施
- （イ）福祉・介護事業所就職面談会（エリア別ミニ就職フェア）の開催
- （ウ）福祉・介護のお仕事の魅力発信事業
- （エ）福祉施設・事業所就職体験活動（見学会等）の促進

（2）福祉従事者のすそ野を広げる取り組みの推進

継続 ア. 介護福祉士修学資金等貸付事業

佐賀県内で介護福祉士・社会福祉士として業務に従事する人材の確保を図るため、平成 21 年度から実施。制度改正に伴い、平成 28 年度からは、介護福祉士国家試験実務経験ルートの受験に必要な実務者研修の受講資金、介護人材の再就職のための再就職準備金を実施。令和 3 年度からは、慢性的な介護人材不足状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野への参入を促進するための「介護分野就職支援金貸付」「障害福祉分野就職支援金貸付」、今後必要となる介護人材等を着実に確保していくための「福祉系高校修学資金貸付」を実施。

上記貸付いずれも一定期間、介護等の業務に従事した場合は貸付金を償還免除。無利子。

（ア）介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業

県内で介護福祉士及び社会福祉士として業務に従事する人材の確保を目的とした貸付事業

a 貸付対象者（以下の要件をすべて満たす方）

- （a）介護福祉士及び社会福祉士の養成施設※に在学している方
- （b）養成施設卒業後、佐賀県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする方

※県内養成施設：（介護福祉士）西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学
（社会福祉士）九州医療専門学校

b 貸付限度額 月額 50,000 円（通信学校は月額 20,000 円）

※他に入学準備金、就職準備金、国家試験受験対策費用などを加算

- c 令和7年度新規貸付見込 92件、過年度貸付決定継続送金分 67件

(イ) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

介護福祉士実務者研修施設等に在籍し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対する必要な受講資金等の貸付ける事業

- a 貸付対象者（以下の要件をすべて満たす方）
 - (a) 申請時点で実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方
 - (b) 実務者研修施設卒業後の直近の介護福祉士国家資格を受験予定の方
 - (c) 申請年度の3月31日までに3年以上の実務経験を有する見込みのある方
- b 貸付限度額 200,000円
- c 令和7年度貸付見込 35件

(ウ) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職として一定の知識及び経験を有しながら離職した介護職員等に対し、介護職員等として再就職するために必要な費用を貸付ける事業（講習会の参加費や参考書代、就職に必要となる被服費、子どもの預け先を探す際の活動費も対象）

- a 貸付対象者（以下の要件をすべて満たす方）
 - (a) 介護職員等として実務経験1年以上有し、直近の介護職員等の離職日から1年以上が経過している方
 - (b) 福祉人材・研修センターに求職の登録を行い、かつ介護人材再就職準備資金利用計画書を提出した方
- b 貸付限度額 400,000円
- c 令和7年度貸付見込 10件

(エ) 介護分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた介護職未経験者等で、介護職員初任者研修以上※の研修を修了した方を対象に、県内の介護保険事業所・施設の介護職員として就職する際に必要な費用を貸付ける事業（講習会の参加費や参考図書代、就職に必要となる被服費、子どもの預け先を探す際の活動費など）

※介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修など

- a 貸付限度額 200,000円
- b 令和7年度貸付見込 15件

(オ) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた介護職未経験者等で、介護職員初任者研修以上の研修等一定の研修※を修了した方を対象に、県内の障害福祉サービス事業所・施設の障害福祉職員（サービス利用者に直接サービスを提供する方）として就職する際に必要な費用を貸付ける事業（講習会の参加費や参考図書代、就職に必要となる被服費、子どもの預け先を探す際の活動費など）

※介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、同行援護従事者養成研修、行動援護従事者研修、重度訪問介護従事者養成研修

- a 貸付限度額 200,000円
- b 令和7年度貸付見込 5件

(カ) 福祉系高校修学資金貸付事業

介護福祉士養成課程高校※に在学する介護福祉士資格の取得を目指す学生に対し、国家試験受験対策として必要な費用や介護職として就労するうえで必要な費用を貸付ける事業

※県内高校：嬉野高校、神埼清明高校、北陵高校

- a 貸付限度額
 - (a) 国家試験受験対策費用 40,000 円 (年額)
 - (b) 就職準備金 200,000 円 (卒業年度のみ)
- b 令和 7 年度新規貸付見込 11 件、過年度貸付決定継続送金分 9 件

継続

イ. 保育士修学資金等貸付事業

保育士の確保を図るため本県において平成 28 年度より実施。養成施設の学生に対する修学資金、再就職のための就職準備金の 2 種類があります。一定期間、保育士等の業務に従事した場合は貸付金を償還免除。無利子。

(ア) 保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す方に対しての貸付事業

a 貸付対象者

県内の指定保育士養成施設で修学する学生、又は県外の養成施設で修学する佐賀県出身の学生で、卒業後、佐賀県内において保育士として就職を希望する方

※県内養成施設：西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学

b 貸付限度額 月額 50,000 円

※他に入学準備金、就職準備金を加算

c 令和 7 年度新規貸付見込 110 件、過年度貸付決定継続送金分 83 件

(イ) 保育士就職準備金貸付事業

保育士資格を有する方であって、現在保育士として勤務していない方の再就職を図るために、必要な資金を貸付ける事業。

a 貸付対象者 保育士登録後 1 年以上経過し、県内の保育所等に就職を希望する方

b 貸付限度額 400,000 円

c 令和 7 年度貸付見込 15 件

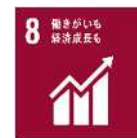
3. 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援

<取り組み概要>

福祉人材の定着促進（離職防止）には、国の働き方改革への適切な対応や福祉の職場のワーク・ライフ・バランスを推進し、従事者が働きやすい環境づくりが重要であることから、福祉施設・事業所に対する労働環境改善に向けた支援事業や、今以上に魅力ある職場となるために、従事者相互の親睦及び交流促進等の事業を行い、職員の離職防止・定着支援に取り組みます。

福利厚生センターの地方事務局としては、コロナ禍で困難になっていた従事者同士の交流のための事業を行うことで連帯感を取り戻し、職員間の協力関係を再生すべく、親睦やリフレッシュを目的とした事業を企画し、福祉従事者の福利厚生充実・増進のための取り組みを実施します。

また、社会福祉法人福利厚生センターが実施する福利厚生事業の一部を受託することで、全国規模で実施しているスケールメリットを最大限に活かした福利厚生サービスを提供しており、このサービスを多くの福祉従事者に利用いただくため、福利厚生センター県内会員への加入促進を図ります。



(1) 福祉サービス事業所等の職場の環境向上の支援

継続 ア. 明るい職場づくり推進事業

福祉従事者が働きやすい労働環境の実現が重要であることから、福祉事業所に対して、専門家等による労働環境改善に向けた提案事業を実施するとともに、福祉従事者相互の親睦及び交流促進等の福利厚生事業の展開を支援します。

(ア) 福祉施設の職場環境の改善支援活動

職場環境改善・職員のモチベーション向上に向けた専門のアドバイザーを派遣

a アドバイザー派遣

(イ) 福利厚生充実支援

福祉従事者(特に介護に従事する若手職員)相互の親睦及び交流促進

a 交流・情報交換会の実施 ※集合形式・WEB形式

継続 イ. 福利厚生センター事業の受託運営

社会福祉法人福利厚生センターが実施する福利厚生事業の一部を受託し、県内社会福祉施設・事業所、社協に従事する職員の福利厚生の充実を図ります。

(ア) 福利厚生センター会員加入の促進

(イ) 福利厚生センター事業推進会議の開催

(ウ) 福利厚生センター会員交流事業開催

- ・地域に密着したプロスポーツチーム（サガン鳥栖、佐賀バルナーズ等）ホームゲーム、ソフトバンクホークス観戦チケット販売、映画観賞券斡旋、チケット代金一部助成等
- ・生活習慣病予防検診費用助成、健康生活用品給付、結婚等祝い品
- ・ボウリング大会等会員交流事業

4 くらしの安心を支える体制強化の推進

＜取組目標＞

施設種別協議会や各種団体と連携し、福祉サービス利用者へのより良いサービスを提供することができ
る基盤づくりを推進します。

1. 福祉サービス事業所の基盤強化を支援

＜取り組み概要＞

施設法人の経営全般に係る相談支援等の充実を図るとともに、福祉施設現場の課題解決に向けた各種事業や県社協が実施する体系化した研修を実施し、適正な法人経営や施設運営支援、質の高い福祉サービスの提供支援に努めます。

大規模災害への対応として、事業継続計画（BCP）策定支援及び策定後の実効性の確保・維持・向上を図るため、PDCAサイクルを通じて継続的な計画の改善にかかる研修を実施します。また、災害時の福祉支援ネットワークの構築を推進し、社会福祉・精神保健施設団体等の福祉・介護専門職からなる災害派遣福祉チーム（佐賀DWA T）員の人材育成・資質向上に向けた取り組みを行う等、災害時の福祉的支援の充実・適応能力の強化を図ります。

社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援については、施設法人の専門性と資源を活かした地域内のネットワーク構築の支援を行うとともに、社会福祉法人経営者協議会と、県社会福祉課監査担当との共催により、地域公益活動に向けた研修会を開催し地域公益活動の一層の推進を図ります。

合わせて、高齢者・障害者・児童・母子等、利用者に応じた福祉サースの充実を図るため、種別ごとに組織化した「施設種別協議会」を本会内に設置し、研修のあり方を含めた支援体制を見直すことで業務の効率化や生産性向上を図るなどその運営支援に取り組みます。



＜施設種別協議会＞

- ・社会福祉法人経営者協議会 ・老人福祉施設協議会 ・児童養護施設協議会
- ・身体障害児者施設協議会 ・社会就労センター協議会 ・母子生活支援施設協議会
- ・知的障害者福祉協会 ・ひしの実知的障害児者生活サポート協会

※各種別協議会では、関連する制度政策等への対応の検討や、施設利用者の特性に応じた職員研修の開催、会議等を通じた課題共有や解決に向けた調査研究等様々な活動を行い、各施設における福祉サービスの向上に取り組みます。

（1）福祉サービス事業所の経営基盤強化を支援

継続 ア. 施設・事業所の経営に関する相談支援

社会福祉法人の公益性や運営の透明性を高めるため、専門的相談窓口である福祉施設経営相談の積極的活用を推進し、施設・事業所のニーズに応じた会計、財務、安全管理、経営、利用者サービス等に関する専門的な支援・助言を行います。

継続 イ. 福祉支援ネットワーク体制の構築

大規模災害・感染症等による事業継続困難に対する事業継続計画（BCP）の策定及び策定後の訓練・研修等の実施にかかる支援を行います。災害時要支援者に対する福祉支援のための福祉関係団体等との福祉支援ネットワーク体制の構築を推進します。

継続 ウ. 施設種別協議会の運営支援

各施設種別協議会と連携した情報提供手法の検討や合同研修会等に取り組みます。

（2）災害福祉支援ネットワーク構築推進事業の実施

社会福祉・精神保健施設団体等と協定を締結し、福祉・介護専門職からなる災害派遣福祉チーム（佐賀DWA T）を設置し、チーム員向けの研修を実施することで、災害救助法の対象となるような大規模災害

発生時の避難所における福祉支援体制の構築を図ります。

(※令和 6 年度のネットワーク会議において、略称が佐賀 D C A Tから佐賀 D W A Tに変更になりました。)

継続

ア. ネットワーク会議の開催

継続

イ. 基礎研修及びステップアップ研修の実施

継続

ウ. 災害支援コーディネート

平 時：保健医療活動チーム（D H E A T）や日本赤十字社等との合同研修の実施

保健医療分野における支援体制との連携方策を検討し、災害時では連携した活動の展開を図る。

災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築

災害派遣福祉チームの活動や福祉避難スペースを確保するのに必要な器材の確保や備蓄場所の確保等を検討し、その整備を図る。

災害時：災害時の避難所における福祉ニーズ等情報収集、災害派遣福祉チームの派遣等コーディネート

(3) 社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援

継続

ア. 施設法人の専門性と資源を活かした地域内のネットワーク構築支援

継続

イ. 地域公益活動に向けた研修会の開催

(4) 福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取組み推進

継続

ア. 各施設種別協議会等の円滑な運営と基盤強化の支援

継続

イ. 施設種別ごとに求められる制度政策等への対応やタイムリーな情報の提供

(5) 義務教育教員免許志願者介護等体験受入れ調整事業

継続

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」に基づく介護体験における福祉施設側と大学等との調整を行います。

(令和 7 年度受入調整予定) 大学・短大 11 校 250 名

2. 福祉サービス利用者の安心のための取組みを推進

<取り組み概要>

常に利用者の立場に立った透明性の高い良質かつ適切なサービスを提供し、利用者の健康的な生活の確保や福祉を促進、働きやすい職場環境によりサービスの質の向上に向けた体制の構築への支援を行うため、地域密着型サービス事業所に対しての外部評価、各サービス提供事業者に対しての第三者評価を実施していきます。なお、第三者評価については、3年毎に1回の受審が義務付けられている社会的養護施設の計画的な受審を支援するとともに、それ以外の施設に対しては、第三者評価の効果や必要性について周知を図ります。

福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、市町社協における事業の実施状況を調査し必要に応じ助言などを行います。また、福祉サービスに係る利用者などからの苦情の解決を支援するとともに、苦情解決の制度の周知や利用の徹底、説明責任のある透明性の高い福祉サービス事業者として苦情解決体制の整備を図るため、社協広報紙等による広報や、事業所の担当者を対象とした研修会を継続して実施します。



(1) 福祉サービス事業所等の組織運営や事業の透明性向上の支援

継続 ア. 地域密着型サービス外部評価事業

地域密着型サービス外部評価機関として、県内の地域密着型サービス事業所の外部評価を行い、その結果を公表することにより、当該事業所におけるより良質なサービスの確保を図り、もって安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

また、評価機関としての運営の適正化を図るために、審査委員会を開催するとともに、評価調査員の養成研修、同時に現調査員向けのフォローアップ研修を実施し、調査員数の確保、現調査員のレベルアップを図り、評価機関として質の高い評価を担保します。

継続 イ. 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービスの利用者に、福祉サービスと事業者を選択する際の情報を提供するとともに、サービス提供事業者が自己評価を行う際の判断基準となる情報を提供することにより、福祉サービスの質を高める支援を行います。

また、県内該当施設の評価を行う第三者評価調査員の増加を図るため、養成研修受講を勧めます。

(2) 苦情を解決する体制づくりの支援

継続 ア. 福祉サービス運営適正化委員会事業

(ア) 福祉サービス運営適正化委員会の開催

a 運営適正化委員会の開催（年1回）

法律、医療、社会福祉の関係者、公益代表、利用者代表、提供者代表の11名の委員で構成。事業計画、事業実績などについて協議。

b 運営監視小委員会の開催（年3回）

法律関係者、公益代表、利用者代表、提供者代表の6名の委員で構成。福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、監視・助言・勧告を行います。

c 苦情解決小委員会の開催（適宜）

法律、医療、社会福祉の関係者の6名の委員で構成。福祉サービスに関する苦情・相談の解決のため助言、調査、あっせん等を行います。

(イ) 福祉サービス運営適正化委員会委員選考委員会の開催（適宜）

利用者代表、経営者代表、公益代表の6名の委員で構成。

運営適正化委員会委員の選任（補充選任の場合を含む）を行います。

(ウ) 福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保

福祉サービス利用援助事業の実施状況を調査・監視するため、運営監視小委員会による市町社会

福祉協議会の訪問調査（年間6件）を実施し、調査結果に基づき助言・勧告を行います。

（エ）福祉サービスに関する苦情解決

福祉サービスの利用者や利用者家族から寄せられる

- ・ 福祉サービスに係る処遇の内容に関する苦情
- ・ 福祉サービスの利用契約の締結、履行、又は解除に関する苦情

に関し、申出者への助言、事業者への事情聴取・申し入れなどを行い、その解決を支援します。

（オ）広報・啓発

- a 福祉サービス事業者を対象とした福祉サービスに関する苦情解決研修会を開催します。
- b 苦情解決に係る事業所内設置用ポスター、リーフレットの活用及び県社協のホームページ、社協だよりによる広報を行います。また、運営適正化委員会の役割についての広報を行います。

社協だより掲載：1回

（カ）調査及び研究

- a 福祉サービス利用援助事業に係る訪問調査の実施及び苦情や相談が寄せられた事業所の事情調査
- b 事業所における苦情・相談対応の参考とするため、運営適正化委員会関係資料集（前年度実績報告、苦情・相談事例）の作成・公開
- c 全社協主催の運営適正化委員会担当者向けの研修に参加

5 県社協の基盤強化への取り組み

＜基本目標＞

地域福祉の総合拠点として、信頼される県社協を目指し、各種団体との連携・協働を深め、組織の基盤強化に取り組みます。

1. 法人運営の基盤強化の推進

＜取り組み概要＞

高い公益性と非営利性を求められる社会福祉法人として、引き続きコンプライアンスの遵守とガバナンスの強化に努め、信頼性の向上と強固な経営基盤の構築を進めていきます。また、県社協職員として、多様化する福祉課題に向き合い解決する力や、市町社協・施設法人等の関係団体と連携・支援する力など、求められる力量を更に強化し、県民に信頼される人財の育成に努めます。



（１）会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化

地域づくりに貢献する社会福祉法人として、ガバナンスの強化やコンプライアンスの遵守はもとより、毎週開催するマネジメントミーティング等を通して、経営マネジメントの強化を図るとともに、組織の良好な業務遂行に向けた働きやすい環境づくりに努めます。

継続 ア. 県社協第２期地域福祉推進計画の推進

令和６年度（２０２４年）に改定した推進計画（２０２４～２０２９）を推進するため、各課における業務管理並びに効果的な事業展開に向けた局内連携を図ります。

継続 イ. 働き方改革に伴う安全安心な職場環境づくりの推進

柔軟で多様な働き方が可能な環境（規程・ICT導入）を整備し、働く人一人ひとりのモチベーションがよりよく維持される職場づくりに努めます。また、業務効率化のためのDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を図り、デジタル技術を活用して、業務プロセスを改善に努め、電子化・ペーパーレス化による業務の効率的展開を促進します。

継続 ウ. 理事会・評議員会の開催 等

（２）職員の資質向上の取り組み強化

継続 ア. 職員育成への積極的支援

本会職員は佐賀県の地域福祉を中心的に推進する重要な人財と考えています。職員の養成・資質向上のため、階層別・専門的研修等を含め、職員のスキルアップに寄与する研修受講を積極的に推進します。また、職員の専門性を高め、広い知見から信頼される職員を目指し、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を推進します。

継続 イ. 目標管理のための業務マネジメントの徹底

組織として求められる職員像の共有（役割の確認）を図ることを目的に、職員毎に目標を設定し、自己評価と上司からのフィードバックの機会（定例個別ミーティング：年２回）を設けます。意見交換を通して、職員のモチベーションを向上させ、メンタルヘルスに資する体制を目指します。

継続

ウ. 学生・社会人インターンシップによる人材交流の取組み

学生や社会人（関係団体等）からのインターンシップの受入れや本会職員の他団体研修を行うことにより、各団体との協働や連携の促進と職員の育成を図ります。

（３）安定した財源確保のための取組み強化

継続

ア. 個人・団体・賛助会員の募集

本会事業の推進にご賛同・ご協力いただく会員について、事業所・団体・企業等へ広く周知を行い、事業の安定的な実施体制の確保に努めます。（「会員パンフレット」作成、SNS、ホームページ等による会員募集及び情報発信）、**新規**会員データベースの整備

継続

イ. 佐賀県社会福祉会館の会議室利用促進・管理運営

社会福祉事業従事者等に対する会議室・研修室の貸出を行います。WEB 会館予約管理システム（チョイスリザーブ）の導入により利用団体も増えており、福祉関係者のみならず、CSO、企業等、さらに幅広く県民の方々が利用しやすい会館運営を目指します。

平日会館貸出し時間 8：30～21：30、日曜日 8：30～17：00 *土曜日は原則閉館

2. 地域福祉の総合拠点としての情報発信を強化

<取り組み概要>

広く県民の方々が福祉情報をキャッチできるよう、毎月発行の社協ニュースや社協だより（年 4 回）、インターネット等を活用し、幅広い情報の発信に努めます。また、本会が管理する社会福祉会館（Fukku）では、地域福祉活動の総合拠点として、様々な福祉情報の発信や福祉の増進に向けた会議・研修など連携・協働の「プラットフォーム」の機能はもちろん、世代を超えて誰もが気軽に立ち寄ることができる交流会館として、また災害時においては県内ボランティア支援活動の拠点として機能を発揮できるような場所（会館）を目指します。



（１）福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化

県社協の取り組みや福祉に関する理解促進のため、広報誌等による情報発信に努めます。

継続

ア. 福祉制度や県社協情報等の発信

（ア）広報誌『佐賀県社協だより』発行（発行回数：年 4 回）

県内社会福祉関係事業の状況を広報し、住民の地域福祉活動への参加促進や福祉サービス等の利用の向上につながる情報発信に努めます。

（イ）情報メール『MONTHLY FUKKU（マンスリーフック）』配信（年 12 回）

※令和 6 年度から「佐賀県社協ニュース」から名称変更

月ごとの県社協事業のトピックスについて、ホームページ上での発信を行います。

（ウ）「福祉新聞」購読の斡旋（通年）

（エ）広報委員会の開催（年 12 回）

継続

イ. ホームページによる情報発信機能の強化と利便性の向上

本会が実施する事業や福祉関係情報等の掲載について、閲覧者が見やすく分かりやすい情報提供に努めます。

また、新会館移転に合わせて WEB による貸会議室の申込みをホームページ上で行っているが、より分かりやすく利用しやすいよう改善を行い、利用者の利便性と管理の効率化を図ります。

3. 各関係団体と連携した取り組みを促進

<取り組み概要>

地域福祉の推進役として県社協がその役割を発揮していくためには、行政や共同募金会などの関係機関、職能組織との連携が不可欠です。様々な事業を展開していく中で、積極的な情報交換や協力体制を構築していく必要があり、引き続き互いに顔の見える関係作りに努めます。



(1) 行政との継続的な連携・協働体制の構築

継続 ア. 「佐賀県地域福祉支援計画」との連携

「佐賀県地域福祉支援計画 Ver.6」と連携を密にし、本会の「第2次地域福祉推進計画」の推進に努めます。(佐賀県の計画への参画、県主催委員会等への出席等)

継続 イ. 佐賀県社会福祉功労者表彰式開催事業（佐賀県社会福祉協議会会長表彰）

佐賀県及び県共同募金会と共催し、本県社会福祉の向上のために御尽力いただいた方々に対し、感謝の意を表するため三者合同での表彰式を開催します。

(令和8年1月下旬開催予定 会場：アバンセ(予定))

(2) 関係団体との連携

継続 ア. 県内社会福祉関係団体との連携強化

県内の公益法人や福祉関係団体・NPO等との連携を強化し、多様な福祉課題への対応に向けた協力体制の構築に努めます。(主催会議等への出席及び協力)

継続 イ. 九州社会福祉協議会連合会関係会議、全国社会福祉協議会関係会議への参加

(3) 共同募金会との連携強化

継続 地域福祉活動を実践するための貴重な財源として、重要な役割を果たしている赤い羽根共同募金。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民の多様な活動を財源面から支援する役割を果たしています。その運動を推進する県共同募金会との連携を強化し、県内の福祉活動の向上と募金文化の醸成に向けた取り組みの支援を行います。